

社会福祉法人会津坂下町社会福祉協議会役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人会津坂下町社会福祉協議会（以下「法人」という。）の職員を指揮管理監督運営するため、役員へ一定額の役員報酬を支給することを目的とする。

(支給範囲)

第2条 法人の役員に対する報酬の支給範囲は、非常勤役員（会長）1名とする。

(報酬額)

第3条 法人の役員報酬額は、理事会、評議員会の議決を得て決定する。

(支払い方法)

第4条 役員報酬は、年俸払いとする。

附 則

1 この規程は、平成11年1月1日から施行する。